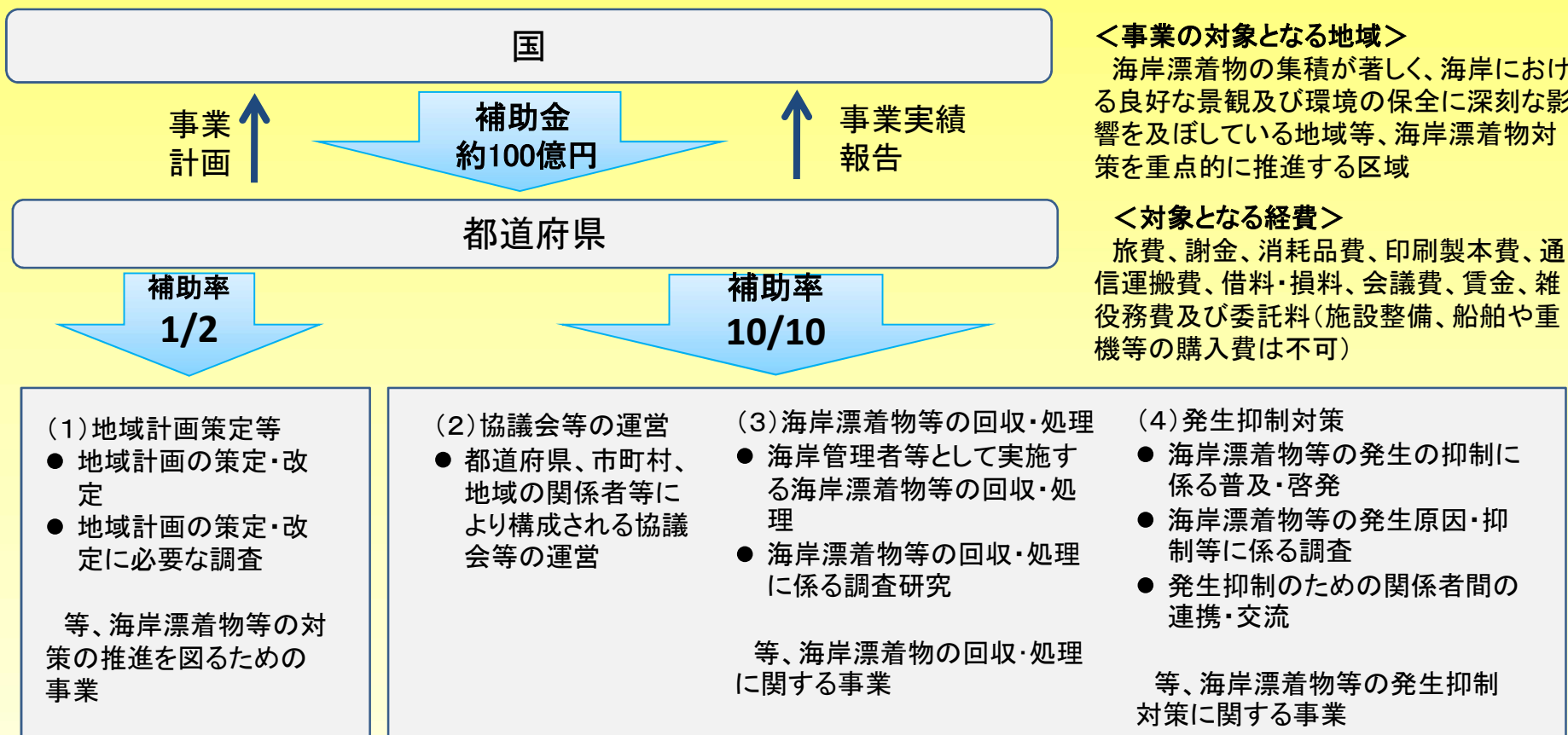


海岸漂着物地域対策推進事業

24年度補正：
10,000 百万円

資料2-2

- 海岸漂着物処理推進法の施行を受けて、国及び地方公共団体は、海岸漂着物対策に関し、施策を策定し実施する責務を有する(平成21年度補正予算において補助率10/10で実施)。
- 海岸漂着物処理推進法に基づき作成された地域計画に基づき実施する海岸漂着物の回収・処理や発生抑制策等の取組に対する支援(補助率10/10及び1/2)を行う。



- 海岸環境の悪化を防ぐための緊急的な措置として、補助率10/10(一部事業については補助率1/2)、15か月の事業として要求する。
- 当該事業終了後は、国による発生源等の調査事業や当該補助金による事業の成果を勘案し、自治体に応分の負担を求め、対象事業毎の補助率の見直しも検討していく考え。